

XIII 外国人技能実習制度

外国人技能実習制度は、以て支援外国人が日本の産業、職業の技術及び技能と知識を、帰国後日本で習得した技術等を活用し、それにより母国の産業発展に寄与することを目的とした制度である。

しかし、現実には技能実習生を低賃金で働かせたり、残業代をきちんと支払わなかったり、賃金からさまざまな名目で控除したり、強制貯金をさせたり、権利主張した技能実習生をその意に反して強制帰国させたり、保証金や違約金を定めて拘束したりするなど、トラブルが多発し、人身売買ではないかとの指摘を受けています。

2010年7月からは、入管法の在留資格に「技能実習」が創設され、労働法も全面適用されるよう改正が行われましたが、不正行為事例が後を絶ちません。

そこで、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、「技能実習法」が2017年11月1日から施行されました。「技能実習法」に基づく新しい外国人技能実習制度では、①技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、外国人技能実習機構の認定を受けること、②監理団体で技能実習生を受け入れるためには、あらかじめ主務大臣から監理団体の許可を受けることが必要になったほか、③技能実習生に対する人権侵害行為を禁止し、違反に対する罰則が定められました。また、④新たに第3号技能実習を創設し、優良な実習実施者・監理団体に限定して第3号技能実習生の受入れを可能とする等、技能実習制度の拡充が図られました。

XIII 外国人技能実習制度

外国人技能実習制度は、日本の産業・職業上の技術・技能・知識の修得を支援し、帰国後に日本で修得した技術等を活かし、それぞれ母国の産業発展に寄与してもらうことを目的とした制度です。

しかし、現実には技能実習生を低賃金で働かせたり、残業代をきちんと支払わなかったり、賃金からさまざまな名目で控除したり、強制貯金をさせたり、権利主張した技能実習生をその意に反して強制帰国させたり、保証金や違約金を定めて拘束したりするなど、トラブルが多発し、人身売買ではないかとの指摘を受けています。

2010年7月からは、入管法の在留資格に「技能実習」が創設され、労働法も全面適用されるよう改正が行われましたが、不正行為事例が後を絶ちません。

そこで、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、「技能実習法」が2017年11月1日から施行されました。「技能実習法」に基づく新しい外国人技能実習制度では、①技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、外国人技能実習機構の認定を受けること、②監理団体で技能実習生を受け入れるためには、あらかじめ主務大臣から監理団体の許可を受けることが必要になったほか、③技能実習生に対する人権侵害行為を禁止し、違反に対する罰則が定められました。また、④新たに第3号技能実習を創設し、優良な実習実施者・監理団体に限定して第3号技能実習生の受入れを可能とする等、技能実習制度の拡充が図られました。

1 关于技能実習

技能実習は、受入れ形態により、企業単独型（イ型：接受如在国外合資企業等有事業關係の企業職員進行的活動）和團體監督管理型（ロ型：工商會、事業協同工會等不以營利為目的的團體負責、監督下進行的活動）。

1 技能実習について

技能実習は、受入れ形態により、企業単独型（イ型 海外の現地法人、合弁会社、取引先企業の社員を受け入れて行う活動）と団体監理型（ロ型 商工会・事業協同組合等の営利を目的としない団体の責任及び監理の下で行う活動）とに分けられます。

技能实习根据企业单独型（イ型）和团体监督管理型（ロ型）的不同接收方式，区分为1号、2号、3号。

第1号技能实习即学习掌握入境后第1年技能等的活动。1号资格就是“通过讲习掌握知识”和“根据雇用合同掌握技能等”（OJT等），接受一定期限的讲习，然后转为技能学习等的活动。没有职务方面的限制。

“讲习”方式学习，原则上应占1号资格活动时间的6分之1（通常为2个月）以上，通过课堂就座（包括参观）学习实施。学习内容如下。

- ① 日语
- ② 有关在日本生活的一般知识
- ③ 技能实习生的法律保护所需的必要信息
- ④ 在日本，顺利学习掌握技能所需的知识

第2号技能实习即从事第1号技能实习活动，结束技能等学习的人员，为熟练该技能等开展的活动（第2、3年的技能实习）。从第1号技能实习转向第2号技能实习，实习生必须通过技能鉴定基础级等。可转向第2号技能实习的工种及作业限于85个工种、156个作业（截至2021年3月）。

第3号技能实习即从事第2号技能实习活动，已熟练相关技能等的人员，为精通该技能等开展的活动（第4、5年的技能实习）。仅限优良实习实施单位、监督管理团体实施第3号技能实习。从第2号技能实习转向第3号技能实习，实习生必须通过技能鉴定3级等。

技能実習は、企業単独型（イ型）と団体管理型（ロ型）の受入れ方式ごとに、1号、2号、3号に区分されます。

第1号技能実習は、入国後1年目の技能等を修得する活動です。「講習による知識の習得」と「雇用契約に基づく技能等習得」（OJTなど）からなり、一定期間の講習を受けて技能習得等の活動に移る仕組みとなっています。職種による限定はありません。

「講習」は、原則として1号の活動予定時間の6分の1（通常2か月）以上を充てることとされており、座学（見学を含む）により実施しなければなりません。その内容は、以下のとおりとなっています。

- ① 日本語
- ② 日本での生活一般に関する知識
- ③ 技能実習生の法的保護に必要な情報
- ④ 日本での円滑な技能の修得に資する知識

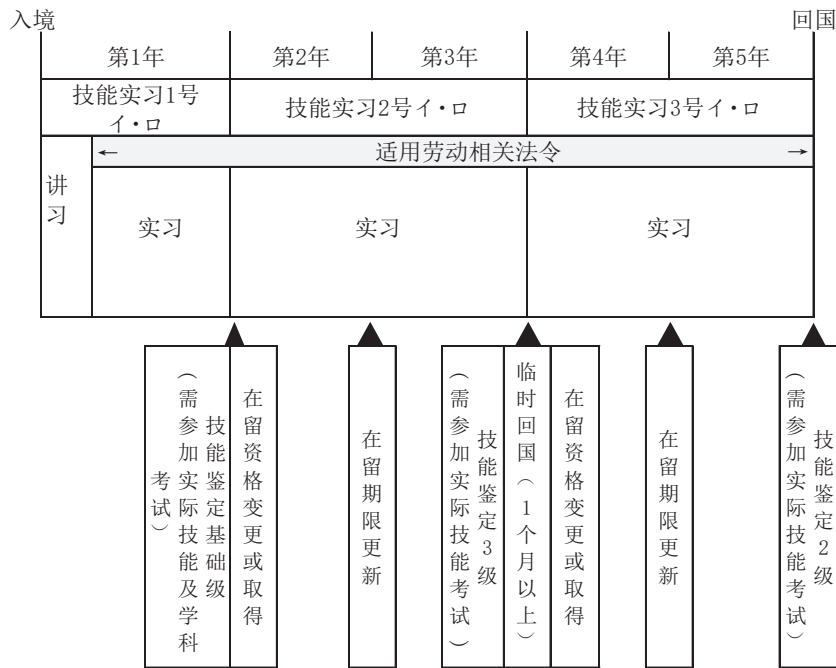
第2号技能実習は、第1号技能実習の活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するための活動です（2・3年目の技能実習）。第1号技能実習から第2号技能実習に移行するためには、実習生が技能検定基礎級等に合格する必要があります。第2号技能実習に移行が可能な職種・作業は、85職種156作業（2021年3月現在）に限定されます。

第3号技能実習は、第2号技能実習の活動に従事して技能等に習熟した者が、当該技能等に熟達するための活動です（4・5年目の技能実習）。第3号技能実習を実施できるのは、優良な実習実施者、監理団体に限られます。第2号技能実習から第3号技能実習に移行するためには、実習生が技能検定3級等に合格することが必要です。

结束第2号技能实习后，实习生必须回国1个月以上。可转向第3号技能实习的工种需与第2号对象工种一致。

技能实习生除了讲习期间以外，在劳动基准法上则处于“劳动者”地位，适用于劳动相关法令规定。所以，以低于最低工资的水平迫使劳动或劳动环境恶劣的情况，将予以处罚。

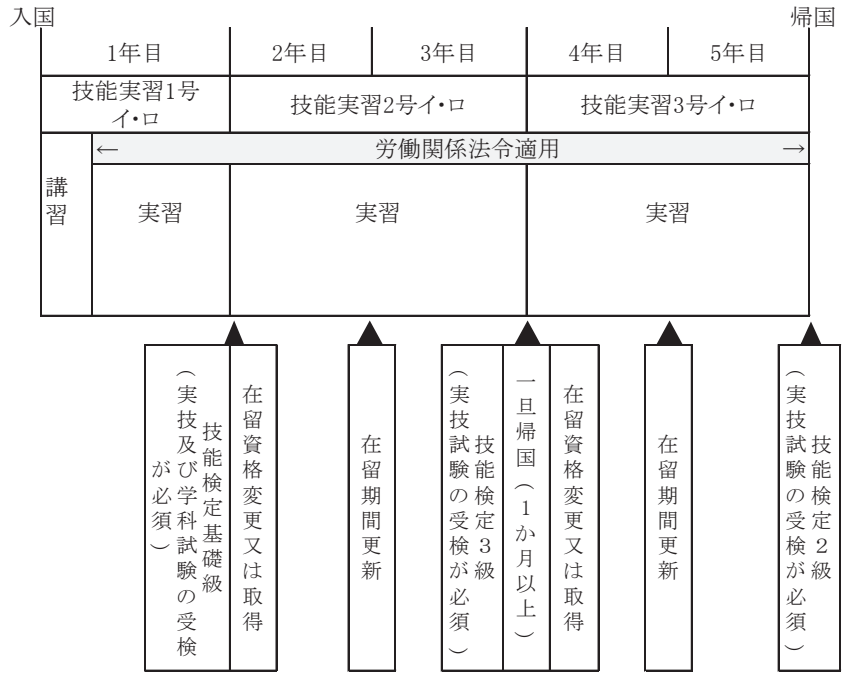
＜技能实习制度的流程＞



第2号技能实习的修了後、実習生は1か月以上の帰国をしなければなりません。第3号技能实习に移行が可能な職種は第2号の対象職種と同一です。

技能実習生は、講習期間を除いて労働基準法上の「労働者」と位置づけられ、労働関係法規が適用されます。したがって最低賃金未満の低賃金で働かせたり、劣悪な労働環境下においたりすることは法令違反となり、技能実習法令、入管法令及び労働関係法令のそれぞれからのペナルティがあります。

＜技能実習制度の流れ＞



2 利用法律等保护技能实习生所采取的措施

出于保护技能实习生的目的，在技能实习法令及劳动相关法令中规定如下措施。

(1) 禁止强制技能实习

禁止监督管理团体及实习实施单位等通过暴力、威胁、监禁等方式，违反技能实习生意愿强制其进行技能实习。

(2) 禁止不正当收取金钱等物品

禁止监督管理团体及实习实施单位等与技能实习生或其配偶、直系亲属、同居亲属等就不履行技能实习相关合同规定违约金，抑或签订预订损害赔偿金额的合同；禁止向技能实习生收取保证金，或以其他不同名目代为保管其金钱和其他财产。

此外，监督管理团体及实习实施单位等不得在与技能实习生签订的技能实习相关合同中添加存款合同并要求其签约、或要求其签订管理存款的合同。

(3) 禁止保管护照及在留卡等

监督管理团体及实习实施单位等不得保管技能实习生的护照或在留卡，不得限制技能实习生外出等私生活自由。

(4) 向主务大臣通报

监督管理团体及实习实施单位等存在违反技能实习法令的情况时，技能实习生可向主务大臣通报相关事实。监督管理团体及实习实施单位等不得以技能实习生通报为由，中止其技能实习或施予其他不公平待遇。

2 技能実習生の法的保護等のための措置

技能実習生の保護を図るため、技能実習法令及び労働関係法令で、次のような措置が定められています。

(1) 技能実習の強制の禁止

監理団体や実習実施者等が、暴行、脅迫、監禁等により、技能実習生の意思に反して技能実習を強制することは禁止されています。

(2) 不当な金品等の徴収の禁止

監理団体や実習実施者等が、技能実習生又はその配偶者、直系若しくは同居の親族等との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をすること、技能実習生から保証金等を徴収することその他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理することは禁止されています。

また、監理団体や実習実施者等が、技能実習生に対して、技能実習に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはなりません。

(3) 旅券・在留カードの保管等の禁止

監理団体や実習実施者等が、技能実習生の旅券又は在留カードを保管したり、外出等の私生活の自由を不当に制限することは禁止されています。

(4) 主務大臣に対する申告

監理団体や実習実施者等が技能実習法令に違反する事実がある場合は、技能実習生はその事実を主務大臣に申告することができます。技能実習生が申告したことを理由として、監理団体や実習実施者等が技能実習の中止その他の不利益な取扱いをすることは禁止されています。

(5) 确保有关劳动者灾害补偿保险

技能实习生在技能学习活动开始前，实习实施机关等应采取在劳动者灾害补偿保险法中，建立保险关系申报等的措施。

(6) 违法行为应对

外国人技能实习机构可要求实习实施单位及监督管理团体等进行报告，或对其进行实地检查。此外，主务大臣（法务大臣、厚生劳动大臣）就技能实习认证相关业务及监督管理团体许可相关业务方面，针对实习实施单位、监督管理团体等，认可其拥有征收报告、传唤、陪同调查的权限。

实习实施单位及监督管理团体等出现违反技能实习法、出入国或劳动相关法令，或实习实施单位未根据获得许可的计划实施技能等情况，属于主务大臣改善命令及吊销实习计划认定及监督管理团体许可的对象。被取消认证及许可后，将会对外公布企业名称等，自取消日起5年内不得申请新技能实习计划的认证及监督管理团体的许可。

另外，还有各种各样的规定。详细情况请向外国人技能实习机构咨询。

(5) 劳災関係の確保

技能実習生が技能等修得活動を開始する前に、実習実施機関等は、労働者災害補償保険法に係る保険関係の成立の届出等の措置を講じていなければなりません。

(6) 不正行為への対応

外国人技能実習機構は、実習実施者や監理団体等に対し、報告を求めたり、実地検査をすることが認められています。また、主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）には、技能実習の認定に関する業務や監理団体の許可に関する業務について、実習実施者や監理団体等に対し、報告の徴収、出頭命令、立入調査等を行う権限が認められています。

実習実施者や監理団体が、技能実習法、出入国又は労働に関する法令に違反している場合や、実習実施者が認定を受けた計画に従って技能実習を行わせていない場合等は、主務大臣による改善命令や実習計画の認定・監理団体の許可の取消しの対象となります。認定・許可の取消しを受けた場合は、事業者名等が公表され、取消しの日から5年間は新たな技能実習計画の認定・監理団体の許可が受けられなくなります。

その他にも様々な規定があります。詳しくは外国人技能実習機構にお問い合わせください。